

東温市教育大綱



東温市イメージキャラクター

いんとん

平成28年2月
令和3年2月改正

東温市教育大綱の策定にあたって

近年、教育を取り巻く環境は、少子高齢化、人口減少、社会経済情勢の変化による価値観やライフスタイルの多様化などを背景として大きく変わり、地域におけるコミュニティの希薄化、家庭・地域の教育力の低下、児童虐待やいじめ、不登校など様々な教育上の問題を抱えるようになりました。また、新型コロナウイルス感染症は、深刻な影響を社会全体に与えております。

東温市におきましても、人口は平成27年の国勢調査による総人口は34,613人で平成17年度までは増加傾向でありましたが、それ以降緩やかな減少傾向で推移しており、これに比例して児童生徒数も減少しております。特に山間部に位置する小学校では、過疎化の進行とともに児童数は著しく減少しており、地域の慣習、伝統行事など文化の次世代への継承や地域の活力の低下が懸念されております。

このような状況の中ではありますが、昨年度は、各学校等のブロック塀の適合性検査を行い改修が必要となった箇所には対策工事の実施や小・中学校の全教室に空調設備を設置し安全・安心な環境の整備に取り組みました。

今後は、コロナ禍の状況で、教育行政や学校現場での、GIGAスクール構想に伴ったICTを活用した教育活動の推進とオンライン授業への対応や新学習指導要領に対応した教育実践等について、持続可能な取組として構築していきたいと考えております。

東温市教育大綱については、平成27年4月1日に改正地方教育行政法が施行され、地方公共団体の長により、総合教育会議が開催され、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として策定しましたが、令和3年2月に東温市教育大綱が、期間満了するため、改めて総合教育会議において協議を行い、これまで東温市教育大綱に基づき取り組んできた施策を踏まえ本市の教育行政に係る課題や目指す方向性について議論し、改正を行ったものです。

結びに当たり、東温市の発展の基本は人であり、その人を育てる基本は教育であります。市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年2月

東温市長 加藤 章

東温市教育大綱の概要

【趣旨】

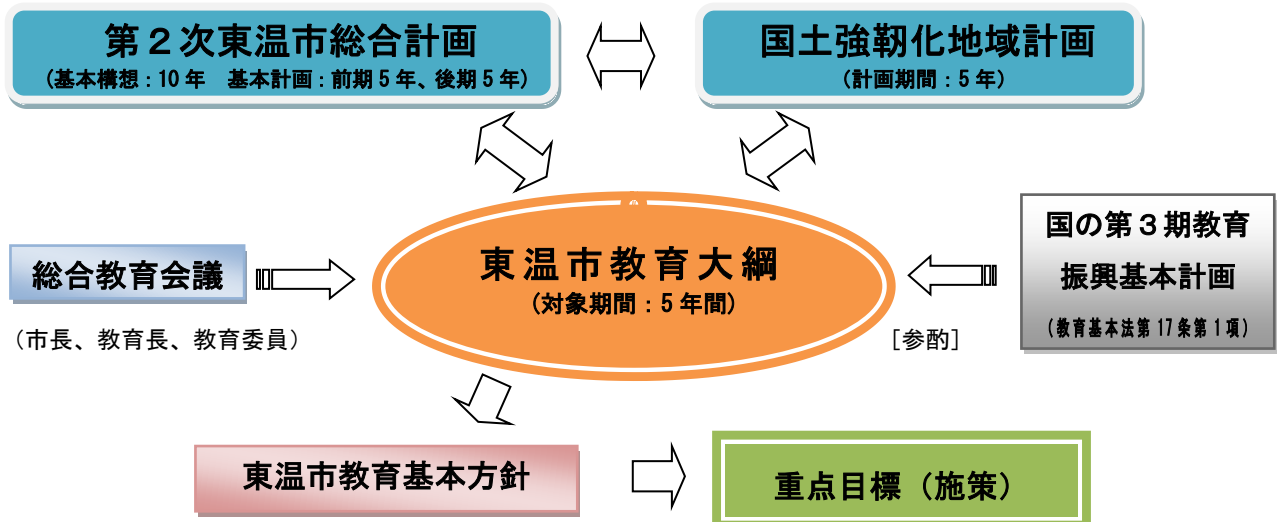
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地方教育行政法」という。）が改正され、平成27年4月1日から施行されました。

この改正では、地方教育行政法第1条の3第1項に、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌した上で、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることが規定されています。

東温市教育大綱は、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題や有るべき姿を共有して、より一層市民の意向を反映した教育行政の推進を図るため、総合教育会議で協議・調整を行い、策定するものです。

このことから平成28年2月に東温市教育大綱を策定し、東温市教育行政の方向性や目標を明確にしてきましたが、対象期間が満了するに当たり、現状の課題や今後の目指す方向性を議論し、改定を行いました。

【大綱の位置付け】



【対象期間】

年 度		28	29	30	01	02	03	04	05	06	07
第2次総合計画	基本構想	→									
	基本計画	→					→				
国土強靱化地域計画						→					
教育大綱(5年間)		→					→				
教育基本方針(毎年)		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

○ 大綱の対象期間は5年間とします。ただし、社会情勢等の変化に伴い、総合教育会議において協議・調整のうえ適宜見直す予定です。

【基本方針】

「心豊かに学びあう文化創造のまち東温」を目指して、保育・幼児教育と学校教育の連携・推進をはじめ、青少年の健全育成、生涯学習の振興、体育・スポーツ活動の充実や地域文化活動の保存・発展を図ることにより、人権意識に根ざした健全で主体的な市民の育成に努めます。

心豊かに学びあう文化創造のまち東温

重

I 子育て支援の充実

- 1 子育て環境の充実
- 2 就学前教育・保育の充実

点

II 学校教育の充実

- 1 社会総がかりで取り組む教育の推進
- 2 安全・安心な教育環境の整備
- 3 確かな学力を育てる教育の推進
- 4 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進
- 5 特別支援教育の充実
- 6 教職員の資質・能力の向上
- 7 学校給食の充実と食育の推進

目

III 青少年の健全育成

- 1 いじめ・不登校等への組織的対応
- 2 地域ぐるみで取り組む青少年健全育成の推進

標

IV 生涯学習社会の推進

- 1 学びあい高めあう生涯学習の推進
- 2 市民のすべてが実践する人権教育の推進
- 3 読書活動の推進と図書館利用の促進
- 4 地域コミュニティの醸成

V 文化・スポーツの推進

- 1 地域文化の継承・発展と文化財の保存・活用
- 2 スポーツ活動の充実・促進

I-1 子育て環境の充実

【現状と課題】

近年の核家族化、女性の社会進出などに伴い、家庭や地域における子育ての機能は低下し、子育てについての不安や悩み、孤立感を持つ親が増加傾向にあります。そこで、子育て家庭だけでなく子育て経験者、高齢者や事業主など、地域に関わる多くの人たちと協力、連携を図りながら子育て環境を充実させていく必要があります。

【目指す方向】

子育て世代の親が孤立感を抱かぬよう、地域に関わる民生児童委員や家庭児童相談員等子育て支援関係者による見守りネットワークを形成し、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、子育て世代の親が不安等を発信しやすい環境の整備に努めます。

放課後子ども教室などに、地域住民の参画を得て、学校・家庭・地域が連携し、地域全体で子どもの放課後の安全で健やかな居場所づくりを目指します。

また、放課後児童クラブにおいては、放課後の子どもの居場所づくりとして、さらなる環境整備に努めます。

総合保健福祉センター3階に移設した地域子育て支援センターを中心に、各種子育て支援サービス等について広く周知を図り、さらに子育て支援ファイル「きらり」を活用するなど、子育て支援の充実に努めます。

ポイント

- 子育て支援のネットワーク化
- 放課後子ども教室、放課後児童クラブの充実
- 子育て支援センター事業の推進
- 子育て支援ファイル「きらり」の活用

I-2 就学前教育・保育の充実

【現状と課題】

乳幼児期は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえでとても重要な時期であり、乳幼児の特性に応じた教育・保育の充実が求められています。

また、一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供によって、子どもの健やかな成長を保障することも求められています。

例えば、多くの子どもが集団生活を送る場となる幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等は、核家族化や社会に出て働く母親の増加により生活時間の多くを過ごす場所となっているため、子どもたちの健全な成長を育む場として大きな役割を担うこととなります。

【目指す方向】

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等を支援しながら、乳幼児期の子どもにふさわしい遊びの提供や生活の充実を目指します。

また、その役割を十分に果たしていくために必要となる公立幼稚園の認定こども園への移行や小規模保育事業所等の拡充を図るなど環境整備に努めます。

子育て世代の経済的な支援として、子どもが3名以上いる世帯で、3人目以降の子どもには、保育料の減額をしており、今後もこの事業を継続することで、経済的な支援の充実を図ります。

ポイント

- 幼稚園・保育所施設の充実
- 質の高い幼児教育・保育の提供
- 子育て世代への経済的な支援の充実

Ⅱ－１ 社会総がかりで取り組む教育の推進

【現状と課題】

未来を担う子どもたち一人ひとりが生きる力を育み健やかに成長できるように、学校、家庭、地域がそれぞれの役割のもと連携を図りながら社会総がかりで教育活動を行い、地域に開かれ、地域から信頼される学校を目指し、各学校で特色のある学校づくりが進められています。

【目指す方向】

特別活動、学校行事等を通して学校・家庭・地域が連携・協働し、一体となって地域に開かれた魅力ある学校づくりに努めます。

学校の教育活動について、保護者や地域の代表の方などの参画を得ながら学校評価を行い、効果的な活用を行います。

少子高齢化に伴う児童生徒数の減少が続く中、学校運営協議会での活発な熟議を通して、将来に向けた地域における学校のあり方などを探究し、地域の実情に応じた学校づくりを進めていきます。

ポイント

- 学校、家庭、地域の連携・協働
- 学校評価の効果的な活用
- 学校運営協議会での活発な熟議

Ⅱ－２ 安全・安心な教育環境の整備

【現状と課題】

学校施設の耐震化事業は全ての小中学校で完了し、耐震化率100%を達成しましたので、今後は老朽化施設の改修を行います。

巨大地震をはじめ大災害が発生した場合に備え、防災教育と訓練を継続して行い、防災意識を高める必要があります。また、避難場所となる学校施設は、関係機関と連携しながら連絡管理体制を整備することが課題となっています。

通学路の安全点検と登下校通知システムや不審者情報提供システムを有効に活用して児童生徒の安全の確保に継続して取り組む必要があります。

【目指す方向】

国土強靱化地域計画に基づき、学校施設の老朽化に伴う大規模改修工事を推進し、安全で安心して学べる教育環境の整備に努めます。

地震や豪雨などの自然災害のほか、あらゆる場面を想定した避難訓練などの実効的な防災教育を行い、防災意識の向上に努め、避難場所となる学校施設の連絡管理体制の整備に取り組みます。

通学路の安全点検の継続実施や不審者情報提供システムの有効活用などに努め、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の安全を確保します。

ポイント

- 老朽化に伴う大規模改修工事の推進
- 防災・防犯意識の醸成
- 児童生徒の安全確保

Ⅱ－３ 確かな学力を育てる教育の推進

【現状と課題】

全国学力・学習状況調査や愛媛県学力診断調査の結果を基に、児童生徒の学力の課題を明らかにするとともに、全市的な学力の向上に向けた取り組みを行っています。

電子黒板を中学校の全教室と小学校の特別教室へ導入していますが、どの授業でも積極的に活用し、効果的な学習指導ができるようにする必要があります。

【目指す方向】

全国学力・学習状況調査等の結果分析を行い、効果的な学力向上に繋がる検証を行い、指導方法等の改善に取り組むとともに家庭学習の重要性について、保護者への啓発に努めます。

外国語指導助手や日本人外国語活動支援員により、小学校の外国語活動と外国語科の充実と中学校の外国語教育への円滑な接続を図り、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力を育成します。

ICT機器を活用し、一人ひとりの学習状況に応じた個別学習や協働学習を行うことにより、教育の質の向上を図ります。

ポイント

- 全国学力・学習状況調査結果の的確な検証と有効活用
- 外国語活動の充実
- ICT教育の推進

Ⅱ－４ 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進

【現状と課題】

家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化、人間関係の希薄化が危惧される中、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、ルールを守る規範意識や他者を思いやる人権感覚など心豊かな人間性の育成とたくましく生きるための健康・体力づくりに取り組む必要があります。

【目指す方向】

児童生徒が生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断など道徳性を身に付けられるよう発達段階に応じた効果的な道徳教育と人権教育を推進します。

地域の人材や自然を活用した体験学習をはじめ、坊っちゃん劇場の観劇や俳優による学習発表会の演技指導など、地域資源を活用した特色ある学校づくりに努めます。

市内企業の出前授業や職場体験学習などで地域の将来を担う子どもたちの勤労観や職業観を養うキャリア教育を推進します。

学校、家庭及び地域の医療機関等と連携した児童生徒の健康管理を推進するとともに、全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果を基にした体力向上に取り組めます。

ポイント

- 効果的な道徳教育と人権教育の推進
- 地域資源を活用した特色のある学校づくりの推進
- キャリア教育の推進
- 健康管理の推進と体力向上の取組み

Ⅱ－５ 特別支援教育の充実

【現状と課題】

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導と必要な支援を行うことを目的として、保育所、幼稚園及び子育て支援関係者と小中学校が緊密な連携を図りながら特別支援教育を推進してきました。今後、インクルーシブ教育システムの構築に向け特別支援教育の一層の充実に取り組む必要があります。

【目指す方向】

教職員や保護者が特別支援教育について理解を深め、共通認識のもと適切な支援を行うことができるように研修の充実に努めます。

保育所、幼稚園、小・中学校及び関係機関がスムーズな連携を図りながら相談体制を充実させて、きめ細かな支援に取り組みます。

学校生活支援員の効果的な配置と施設の充実により、児童生徒の学びの場を保障するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進に努めます。

ポイント

- 巡回相談、教育相談等の充実
- 学校生活支援員の効果的な配置
- インクルーシブ教育の推進

Ⅱ－６ 教職員の資質・能力の向上

【現状と課題】

教職員には、子どもたちに自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などの生きる力を育成する教育を行うことが期待され、また、学校を取り巻く様々な教育課題に対して、高い指導力や対応力を求められています。

そのため、教職員の資質・能力の向上を目的として各種事業を実施するとともに、子どもと向き合う時間を確保し教育の質を向上させるため、教職員の負担軽減を図る教育環境の整備に取り組んでいます。

【目指す方向】

心理検査（hyper-QU、QU）を効果的に活用するため、校内研修や事例研究を通して教職員の調査結果の分析力、応用力等を高め、不登校傾向にある児童生徒の早期発見やいじめの未然防止に努めます。

各種研究会、研修会等について内容の充実を図り、学習指導や生徒指導における教員の指導力の向上に努めます。

学校の事務処理の効率化と校務支援システム、グループウェアを活用し、さらなる教育環境の充実に取り組みます。

学校事務情報交換、相互支援及び事務の集中処理により、正確で質の高い事務を提供するため、学校事務の共同実施の充実にも努めます。

ポイント

- QU調査の効果的な活用
- 各種研修会の充実
- 校務支援システム等の活用
- 学校事務共同実施の充実

Ⅱ－７ 学校給食の充実と食育の推進

【現状と課題】

学校給食を通して「児童生徒の食に関する適切な判断力を養うための食育」を実践することにより、心身共に健全な子どもたちの育成に努めています。

また、給食や食育を充実させる手段として地産地消を積極的に取り入れ、地域産業の活性化にも取り組んでいます。

【目指す方向】

「適切な栄養の給食」「おいしい給食」「安全で安心な給食」を実現するために、衛生管理の徹底に努め、手作り給食を心がけ、豊かなバランスのとれたメニューづくりに努めます。

新鮮で産地が明瞭な食材を使用するために、さくら市場給食部会や地元加工品会社等との繋がりを密にし、安全で安心な地産地消を推進します。

食が自然の恩恵の上に成り立ち、様々な労働によって支えられていることを体感させるために、給食センターの見学会の開催や、児童生徒と生産者・調理員の交流給食などに積極的に取り組みます。

栄養教諭が各学校と連携し、年間計画に基づいて、給食の時間や家庭科・保健体育の教科等で食に関する指導に努めます。

学校主催の給食試食会を企画実施し、保護者に対して学校給食及び食育の意義やねらいを示すとともに、家庭における望ましい食習慣のあり方などの啓発に努めます。

ポイント

- 学校給食を通じた食育
- 地産地消の推進
- 食育指導の充実

Ⅲ－１ いじめ・不登校への組織的対応

【現状と課題】

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を心の通う対人関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることが重要です。

いじめの防止等に向けて関係者が一体となって組織的に対応するため、必要な体制の整備を行うとともに、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組んでいます。

また、心理的不安、対人関係等の問題による不登校児童生徒の悩みや不安の解決を図るための支援の充実と教育機会の確保に向けた取組が必要です。

【目指す方向】

いじめの防止等への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取組を推進するための啓発を行います。

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実と専門家による教育相談体制の整備に努めます。

学校のいじめの防止等に関する基本方針を定期的に見直し、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等への取組について組織として実効的に対応できるように努めます。

不登校対策等のための非常勤講師等を小中学校に継続して配置するとともに、適応指導教室において、相談及び指導を行い、不登校児童生徒支援の充実や教育機会の確保を図ります。

ポイント

- いじめ防止等のための学校、家庭、地域、関係機関等の連携と教職員の研修の充実、相談体制の整備
- いじめ防止等に関する基本方針の定期的な見直しと実効的な組織対応
- 学校と適応指導教室が連携した不登校児童生徒支援の充実

Ⅲ－２ 地域ぐるみで取り組む青少年健全育成活動の推進

【現状と課題】

青少年が自主性や社会性、正義感、倫理観などを持った人間性豊かな大人に成長できるように、また、非行や犯罪の抑止、地域社会の安全確保のために青少年補導センターと学校、地域、関係機関等が連携を図り、青少年の健全育成活動に取り組んでいます。

【目指す方向】

青少年補導センターを軸として、学校、地域、関係機関等と連携を図り、補導活動の充実と有害環境対策の推進に努めます。

いじめ・不登校、非行、学習方法等の教育問題全般について児童・生徒、保護者からいつでも安心して相談できるよう教育相談活動の充実に努めます。

ポイント

- 補導活動の充実と有害環境対策の推進
- 教育相談活動の充実

IV-1 学びあい高めあう生涯学習の推進

【現状と課題】

高度情報化、少子高齢化等、社会の著しい変化や価値観の多様化、ライフスタイルの変化に伴い、生涯学習へのニーズも多様化しています。このため、趣味・教養的な学習はもとより、新たな知識や技術を習得するための学習活動等、市民の幅広いニーズに対応した学習機会を提供するとともに、自主的・主体的に生涯学習に取り組めるよう、関係団体との連携を図っていく必要があります。

【目指す方向】

学びあい高めあうことができるまちを実現するため、さまざまな変化に応じた学習機会の提供、学習内容の向上に努めます。

公民館を拠点に活動している団体が、その成果を発表するなど、地域での活動に貢献できるような体制の整備に努めます。

社会教育関係団体等との連携を強化し、活動の支援体制の充実に努めます。

ポイント

- 家庭教育学級・各種講座の開設
- 文化活動・自主活動の推進
- 社会教育関係団体等との連携強化

Ⅳ－２ 市民のすべてが実践する人権教育の推進

【現状と課題】

人権尊重の意識の高揚を目指して、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに日常の態度や行動につながる人権感覚が身につくよう、講演会・研修会の開催、啓発リーフレットの配布、企業訪問等、様々な方法で人権問題解決に取り組んでいます。

しかし、社会の急激な変化に伴い、他人への思いやりの心が希薄で、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられるなど、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者などの様々な人権問題が生じています。不合理な人権侵害が繰り返されることなく、市民一人ひとりが人権問題を身近な事として受けとめ、その解決に取り組めるよう、様々な関係機関・団体と連携を図っていく必要があります。

【目指す方向】

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえるとともに、学校、家庭、地域社会等との連携を図りながら生涯を通じた人権教育の推進に努めます。

市民一人ひとりが人権を尊重し、人権への配慮が態度や行動に現れるような豊かな人権感覚を培う人権教育の推進に努めます。

年齢や性別、障がい、国籍など多様な立場や違いを理解し、相互に人権を尊重しあう共生の心を育てる人権教育の推進に努めます。

ポイント

- 生涯を通じた人権教育の推進
- 人権感覚を培う人権教育の推進
- 共生の心を育てる人権教育の推進

IV-3 読書活動の推進と図書館利用の促進

【現状と課題】

子どもたちが生まれて初めて本に出会うのが家庭です。家庭での「読み聞かせ」による親子のふれあいは、心の成長に良い影響を与えます。しかし、近年、少子高齢化、核家族化など社会構造の変化や生活スタイルの多様化、さらには、インターネット等の情報メディアの急速な発達・普及により子どもの「読書離れ」が深刻化している現実を見ると、子どもたちの心を健やかに育てるためには、家庭における読書活動の重要性を再認識する必要があります。

また、図書館においては、子どもたちが読書に親しめるような資料の整備や配架の工夫、広報活動など学校図書館と連携して読書活動を推進する必要があります。

【目指す方向】

市民ニーズの的確な把握と対応により、新鮮で魅力ある図書館づくりに努めるとともに、他の公共図書館との連携を推進します。

第3次とうおん子ども読書活動推進計画に基づき、「おはなし会」や各種イベントの実施により、親しみのある図書館づくりを推進するとともに、学校図書館と連携・協力し小中学生の学習活動の助長に努めます。

配本活動の充実と強化に努めながら、移動図書館車巡回駐車場の充実を図り、全市的なサービス網の整備に取り組みます。

ポイント

- 図書館資料の整備と充実
- とうおん子ども読書活動推進計画の推進
- 図書館サービス網の整備と充実

IV-4 地域コミュニティの醸成

【現状と課題】

近年、社会の進展に伴って、物質的な豊かさが広まり、価値観やライフスタイルも多様化しています。一方、地域社会においては、人々の集う機会が減少し、互いに支え合おうとする意識が弱まるなど、人間関係が希薄になってきています。

こういった状況は、家庭を孤立化させるとともに、学校や地域活動への参加意識を弱めるなど、地域における教育力の低下を招いています。

一人ひとりが大切にされる地域コミュニティづくりに向け、学校・家庭・地域それぞれが役割を担いつつ、お互いに連携・協働した取組を進める必要があります。

【目指す方向】

子どもは、様々な人と出会ったり、多様な価値観に触れたりすることで、他者を尊重する態度や共に生きていく姿勢を身につけていきます。

土曜教育活動（わんぱく広場）、放課後子ども教室（放課後わくわく教室）のほか、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う地域学校協働活動の充実を図り、地域コミュニティの醸成に努めます。

ポイント

- 地域学校協働活動の推進
- 地域がもっている人的資源の活用
- 顔の見える関係づくりの推進

V-1 地域文化の継承・発展と文化財の保存・活用

【現状と課題】

東温市内には先人から引き継がれてきた数多くの文化財が残されています。その中でも特に重要と認められるものについては指定を行い保護しており、現在の指定文化財件数は69件（国指定4件、県指定7件、市指定58件）、国登録文化財1件の計70件となっています。

しかし、地域に残された伝統行事は少子高齢化の急速な進行によって、次世代の文化の担い手不足が懸念されており、伝統文化の継承が不安視されています。今後も、文化財や伝統行事を次世代に確実に継承するため、それらの保護に取り組むとともに、市民が郷土の文化や伝統に関心をもてるよう周知を図り、郷土を愛する心を育む学習資料や地域振興の資源として文化財の有効活用を図る必要があります。

【目指す方向】

先人が築き永く継承・保存してきた文化財・歴史資料を次世代へ継承するため、それらの保護に取り組めます。

地域に残された伝承文化を継承していくため、後継者の育成等を支援し体制強化を目指します。

収蔵資料を企画展示や歴史民俗資料館収蔵庫で積極的に公開するとともに、構築した収蔵資料データベースをホームページで情報公開する等、市民の歴史・文化の意識高揚を図ります。

ポイント

- 文化財・歴史資料等の保護
- 伝統文化継承・伝承活動への支援
- 文化財・歴史資料等の展示・公開

V-2 スポーツ活動の充実・促進

【現状と課題】

スポーツ活動は健康保持や体力増進だけではなく、豊かで活力に満ちた地域の新たなコミュニティづくりの形成に重要な役割を担っています。

本市においては、各種スポーツ大会等の開催のほか、スポーツ協会やスポーツ少年団等との連携により、スポーツの振興を図り、市民の健康づくりや地域の交流促進に努めてきました。

しかしその間も、スポーツを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの体力低下や高齢化の進展、さらには、人と人とのつながりの希薄化などの問題が顕在化してきています。スポーツは心身の健全な発達、活力ある社会の実現に寄与するものであり、スポーツの楽しさや感動を分かち合うには、体力や年齢等に応じて、身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことができる機会が必要です。

【目指す方向】

市民が生涯にわたって、身近にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、だれもが利用しやすいスポーツに親しむ場として、スポーツ施設等の充実と利活用の促進を図ります。

また、スポーツ推進計画に基づき、市民のニーズやライフステージに応じた、だれもが参加しやすいスポーツ機会の提供に努めます。

そのため、各種事業の展開にあたっては、スポーツ関係団体等との連携を強化し、市民のスポーツ活動の推進に取り組みます。

ポイント

- スポーツ施設の充実と利活用の促進
- 多様なスポーツの普及促進
- スポーツ関係団体等との連携・協働